

東京都立東大和南高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月10日
令和3年6月14日修正
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの学校でもどの学級でも起こりえるという認識の下に、日常的に未然防止に取り組む姿勢をもち、早期発見に努め、いじめを把握した場合は速やかに対応する。
- (2) いじめの周りにいる生徒が「いじめを見て見ぬふりをしない」よう、日常的に道徳教育や人権教育、奉仕の精神を通して、生徒の自治力を高める指導を行い、いじめの未然防止にも努める。
- (3) 個々の教員のいじめに対する鋭敏な感覚と指導力、それをバックアップしていく学校全体の組織力を高める。
- (4) 担任の温かい学級経営を支援し、担任1人がいじめ問題を抱え込むことがないように、組織で情報を共有し対応する体制作りを行うとともに、被害にあった生徒が安心して学校生活を送ることができるような学校体制を整える。

2 学校及び教職員の責務

いじめ防止対策推進法第8条に基づき、東京都立東大和南高等学校および教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、学校運営協議会協議委員、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

東京都立東大和南高等学校いじめ対策委員会は、本校生徒の健全育成のため、いじめが行われない環境づくりと、万が一、発生した場合の対応について協議することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止
- いじめ発生時の適切な対応
- 生活指導部と関係学年との定期的な情報交換
- いじめ防止のための研修会の企画・運営

ウ 会議

水曜日放課後の関係学年会に必要な応じて生活指導部が参加する形態を基本とする。

エ 委員構成

東京都立東大和南高等学校いじめ対策委員会は、次の者を構成員とする。

- 校長
- 副校長

- 生活指導部主任
- 生活指導部
- 第1学年生活指導担当
- 第2学年生活指導担当
- 第3学年生活指導担当

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

東京都立東大和南高等学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動発生時の適切な対応
- 生活指導部と関係学年との定期的な情報交換
- 問題行動防止のための研修会の企画・運営

ウ 会議

原則として年3回程度 また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

東京都立東大和南高等学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

- 校長
- 副校長
- 経営企画室長
- 分掌主任
- 学校運営連絡協議会協議委員

その他、必要に応じて、民生委員、主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、校長が必要と認める者を加えることができる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識に徹底させ、周りで傍観している行為もいじめる行為と同様であるということを認識させるため、学校教育活動全体をとおしていじめがない環境づくりに取り組むための教育計画を実施する。
- イ いじめ問題に適切に対応できるようにするため、また、個々の教員が生徒の変化に気づくことができるようにするためにも、校内研修での事例研究や、カウンセリング演習など実践的な校内研修を行い、教職員の指導力を高める。
- ウ 特別な支援を必要とする生徒に対しては、ケース会議等を実施することにより、対応策を決定し、いじめられる恐れのある生徒を徹底して守り通す指導を行う。
- エ 学校長のリーダーシップのもと教職員の役割分担や責任の明確化を図り、学校いじめ対策委員会、学校サポートチームが主体となって、全職員が一致協力した指導体制を確立する。
- オ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもつことから、HP・学校だより等を通して情報発信を行い、家庭教育の大切さを伝える。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒への定期的な意識調査や定期的な面談の実施、スクールカウンセラーや養護教諭による支援環境づくり、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制づくりを行う。
- イ 情報の記録のためのファイリングを学年で共有して行い、学校全体で生徒を見守る体制作りを行う。
- ウ 保護者へカウンセラー便りを通じてスクールカウンセラーの紹介をすると共に、活用方法などの情報を発信していく。また、1学期中に新入生の全員面接を行う。
- エ 担任は、年3回程度、生徒との個別面談を行い、生徒のことだけでなく友人のことや学級・部活動のことなどを把握する。
- オ ふれあい月間では「いじめ発見のチェックシート」を活用し、担任任せにならぬよう、学年組織が情報を共有して生徒の様子を把握し、早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 初期対応の取組

いじめの初期対応は非常に大切なことであり、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。いじめの兆候を見逃さない教員の目と、担任一人が問題を抱え込まないように学年での情報交換や、生活指導部での共通理解のもと、保護者への連絡やスクールカウンセラーとの調整、管理職への報告など速やかに対応する。

イ 被害生徒への支援

いじめにあった生徒に対しては、共感的な態度で支援に当たる。安心して学校生活を過ごしていけるように、授業中や休み時間には複数の教員でのガード体制や、心理的なストレスを軽減するためにスクールカウンセラーとの面接など、具体的な手立てや期間を決定する。

ウ 被害生徒の保護者への対応

被害生徒の保護者には、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、家庭と協力をして被害生徒を守る。

エ 加害生徒・保護者への指導

いじめを行った生徒に対しては、担任や学年、スクールカウンセラーを中心に、心理的に孤立感や疎外感を与えることなく、いじめの非人間性やいじめられた人間の権利を侵害する行為であることを、毅然とした対応と、粘り強い対応で認識させる。また、保護者へいじめの重大さを認識していただき、生徒の変容を図るための協力を依頼する。

オ 関係機関との連携

状況によっては、東京都教育委員会と連携し、いじめられた生徒を守るために、加害生徒へ一定期間の別室指導や出席停止を行う。また、暴行や恐喝など犯罪行為に当たる場合は、警察との連携を行っていく。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護に関する具体的方策

重大事態発生時には、まず被害生徒の生命の安全と保護の立場に立って、安全・安心な環境づくりを最優先に行う。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用計画

重大事態発生時には、東京都教育委員会と連携しながらスクールカウンセラーによる心の

ケアを行うと共に、本校生徒への支援を行う。必要に応じてスクールソーシャルワーカーの活用も図る。

ウ 関係機関との連携

警察署、児童相談所、当該生徒が在住する区市町村の子ども家庭支援センター等と連携し、必要に応じて保護等の対応を行う。

エ 保護者等との連携の具体的方策

本校PTA、同窓会等との支援も得ながら、必要な対策を行う。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ・体罰防止に関する研修会を実施する。
- (2) 必要に応じて、東京都教職員研修センター等が行う研修に教職員を参加させる。
- (3) セーフティ教室等の活用方法について検討する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校だより、HPを活用した周知等を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 本校学校いじめ対策委員会、学校サポートチームは、未然防止と早期対応、重大事態対応に向けて、必要な連携・調整を図るようにする。
- (2) 東大和警察署のスクールサポーターとは、随時連絡を取り、必要な情報共有を図ることができるようにする。
- (3) 児童相談所とは、必要な事案について、随時連絡を取り、必要な情報共有を図ることができるようにする。